

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	山田地区 (山田町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和9年9月5日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山田集落は、かつては専業農家も多く、水稻栽培の他に野菜の栽培も盛んであった。現在も水稻のほか、野菜の栽培が行われているが、兼業農家がほとんどである。農業後継者については、4割強の農家に後継者がおらず、高齢化と後継者不足が進行している状態である。農地の状況は全体的に丘陵地形であるためほ場整備も進んでおらず、狭小・不整形で耕作が不便であり営農の継続が難しい農地も多く、そこから一部遊休農地化や山林化が進んでいる状態である。現在耕作されている農地についても今後高齢化や農機具の不具合等で営農継続ができなくなった場合には耕作不便な農地から遊休農地化していく事が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培や自家用野菜の栽培により農地の保全を行いつつ、現状、農地を維持できない農家も出てきていることから、集落内はもとより集落外からも担い手を呼び寄せ、土地の形状に合わせた野菜類や果樹の生産への転換も促していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農継続が困難となった農地については積極的に貸付けを行う。担い手への集積を目指し、分散している圃場が担い手に集約され、効率的に耕作できるようにしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借に関する周知をすすめ、地権者が農地集積への理解が得られるよう努める。今後、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、農地中間管理機構に順次登録を行い、担い手への集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
分散している農地を集積・集約化することにより耕作の効率化を図り、農道、用排水路の保全を行い営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内において、農業後継者の中で、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、地域の農業を担う者として位置付けていくほか、地域外からも積極的に耕作者の受け入れを進め、多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

山間部に位置するため、有害鳥獣への対策は必須。自治会にて管理する有害鳥獣の侵入防止柵の保守を継続しながら、イノシシの捕獲用の檻も有効活用し生息頭数の増加を抑制し農業被害の軽減に務める。また、農道や水路の保守管理も行い、営農環境の整備を継続する。